



令和5年6月16日(金)1、2限目に、第1東京弁護士会から3名の弁護士さんをお招きしました。鈴木啓文様、木野綾子様、湧田有紀子様です。

## 裁判開始

早速、模擬裁判が始まりました。甲野太郎氏(仮名)が被告です。

まず、冒頭陳述です。検察官から、被告の犯したであろう罪が説明されました。飲食店で夕食を無銭飲食し、警察官に緊急逮捕された事件です。

罪状認否で被告人は無罪を申し立てました。「持っているはずの財布がなくなっているのに気づかず、飲食をしてみたのです。決して、そのまま逃げることはしておりません。」というのが主張です。

## 証人尋問

検察側はその飲食店の店主を証人とし召喚しました。被告人が競馬の話をしたこと、所持金が320円だったことから、110番通報したという証言でした。

被告側の証人として、被告人の友人が出廷しました。当日の昼、被告人から昼食をおごってもらったとき、被告人はお金を持っていたと証言しました。

被告人は所持金入りの財布を盗まれたか、落とすと主張し続けました。

## 審理終了

審理が終わり、裁判官が退廷します。別室で判決について話し合いが行われました。

裁判官以外の生徒も、教室で有罪・無罪について話し合

いを持ちました。論点は、「被告人が食事後、代金を支払わないでなぜ店を出たのか」「被告人は金を充分持っていないことを知っていたながら、飲食したのか」「有罪なら刑はどれほどになるか」などでした。



裁判官たちの話し合い



被告人、その友人たちの話し合い



検察官と弁護士たちの話し合い

## 判決言渡し

裁判長が判決を読み上げました。「主文。被告人は無罪。

第一に昼食の勘定を払っているから財布を持っていたのは事実であり、夕食のために飲食店に入る前になくした。

第二に、食事後呼び止められた際、逃げるそぶりは見せていないので、逃げる意思はなかった。

第三に、昼から酒を飲んでいて感覚が鈍って、財布がないことに気づけなかったと考えられる。」

証拠・証言の一つひとつを洗い直してこの判決を導き出したそうです。

裁判官のみならず、他の生徒たちの真剣な話し合いにも

感銘を受けました。

難しいケースを扱い、被告人の人となりにも踏み込んで討論した生徒たちに拍手を送ります。

この模擬裁判授業で、生徒たちの「思考力」「判断力」「表現力」を鍛えていただきました。



無罪判決に喜ぶ甲野太郎氏

## 弁護士さんへの質問と答え

裁判が終わり、弁護士さんたちは生徒からの質問に答えてくれました。

**質問** 罪を犯した人を弁護する・守るといのはどういう気持ちなんですか。



**答え** 罪を犯した人の暮らしや成育歴を知ると、私たちの想像を絶する暮らしをしてきた人が多いです。弁護士の仕事は、例え全世界の人がその人を責めても、自分だけは味方になってあげることなんです。

生徒の皆さんも、先生や親に叱られたとき、確かに悪かったのは自分だから「ごめんなさい」としか言えないことってあるよね。でも、これだけは言いたいことってないかな？ あなたに代わって、それを言うのが弁護士なのです。私たちは本当に困っている人を助けることができます。